

水産物部 準組合員の皆様へ

札幌市中央卸売市場経営支援課

令和4年4月1日から水産物部の 買出人制度が新しくなります。

水産物部小売組合の準組合員の方が、令和5年6月1日以降、買出しをする場合には、次のいずれかの手続きが必要です。

精算会社登録買出人

準組合員の方が、令和5年6月1日以降、買出しのため仲卸売場に加え、卸売場にも入場する場合は、精算会社に登録し、登録買出人証と所定の標識の交付を受けてください。

なお、水産協議会から標識の交付を受けている従業員の方についても、精算会社に補助員として登録し、登録買出人証と所定の標識の交付を受けてください。

※令和4年4月1日から、卸売場に入場する場合には、標識及び帽子のほか、長靴の着用が必要です。

※登録には、書類提出等の手続きが必要です。（裏面をご覧ください。）

水産協議会届出買出人

準組合員の方が、令和5年6月1日以降、買出しのため仲卸売場に入場する場合は、水産協議会に届出し、届出買出人証の携帯と所定の標識及び帽子の着用が必要です。

なお、水産協議会から標識の交付を受けている従業員の方についても、水産協議会に補助員として届出し、届出買出人証の携帯と所定の標識及び帽子の着用が必要です。

※令和4年4月1日から、卸売場に入場する場合には、標識及び帽子のほか、長靴の着用が必要です。

※令和5年6月1日以降は、精算会社に登録のない方は、卸売場に入場できません。届出買出人は、仲卸売場のみでの買出しとなります。

※届出には、書類提出等の手続きが必要です。（裏面をご覧ください。）

いずれかの手続きをしないと…

• 令和5年6月1日以降、当市場水産物部（卸売場と仲卸売場の両方）での買出しができなくなります。

提出書類については裏面へ

提出する書類

【法人の場合】

- 買出人（登録・届出）申請書
 - 登記事項証明書
 - 代表者履歴書
 - 代表者の住民票又は運転免許証のコピー
 - 写真2枚（縦3 cm×横2.4 cm）
 - 買出人誓約書
- ※上記のほか、公租公課等の支払状況のわかる書類等の提出をお願いする場合があります。

【個人の場合】

- 買出人（登録・届出）申請書
 - 買出人履歴書
 - 住民票又は運転免許証のコピー
 - 写真2枚（縦3 cm×横2.4 cm）
 - 買出人誓約書
- ※上記のほか、公租公課等の支払状況のわかる書類等の提出をお願いする場合があります。

【補助員の場合】

- 買出人補助員使用申請書
- 住民票又は運転免許証のコピー
- 買出人補助員履歴書
- 買出人補助員誓約書
- 写真2枚（縦3 cm×横2.4 cm）

登録・届出の期限

- いずれも **令和5年5月31日**（標識の作成等に日数を要するため、**令和5年5月9日まで**に余裕をもって提出してください。）
- 欠格条件に該当しないことを確認後、登録（届出）買出人証と所定の標識を交付します。
- 標識プレート作成費用（1,100円/1枚）がかかります。

その他

・精算会社への登録には、精算会社による審査、保証金の預託などの契約手続きが必要です。詳細は精算会社にご確認ください。

・入場車両登録証ステッカー、小売組合への加入・出資等に関することは、所属の小売組合にご確認ください。

＜お問い合わせ先＞

- | | | |
|---------------------------------|-----------------|---------|
| 札幌水産物商業協同組合 | TEL011-611-8301 | （水産棟2階） |
| 道央水産物商業協同組合 | TEL011-631-5921 | （水産棟2階） |
| 札幌水産物精算株式会社 | TEL011-611-3272 | （水産棟4階） |
| 札幌市中央卸売市場水産協議会（札幌水産物精算内、電話番号共通） | | |